

議案第二百二十四号

和解について

右の議案を提出する。

平成二十五年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

和解について

左記のとおり和解する。

記

一 件 名 境界確定請求事件に係る和解

二 当 事 者 原 告 東京都港区三田四丁目十三番十七号

宗 教 法 人 明 圓 寺

被 告 東京都港区芝公園一丁目五番二十五号

港 区

三 事件の要旨

原告は、原告所有の土地と被告所有の土地との境界について、平成十六年に原告及び被告

が確認した境界は誤りであり、原告が新たに調査した内容による境界が正しいとして、平成二十三年八月八日、被告に対して、境界確定を求める民事訴訟を提起した。

四 和解条項

弁論手続の進行中、東京地方裁判所からの和解の勧告を踏まえて、原告及び被告が協議した結果、次のとおり和解することとする。

(一) 原告及び被告は、別紙図面表示の(B)(C)(D)(B)の各点を順次直線で結んだ範囲の土地部分、同図面表示の(F)(G)(H)(F)の各点を順次直線で結んだ範囲の土地部分及び同図面表示の(I)(J)(K)(I)を順次直線で結んだ土地部分について、いずれも被告が所有権を有することを相互に確認する。

(二) 被告は、原告に対し、別紙図面表示の(A)(B)(C)(D)(E)(F)(G)(H)(I)(J)(K)(L)(M)の各点を順次直線で結んだ線に沿って被告所有地内において、被告が定める工事方法及び原告の被告宛て平成二十五年十一月一日付「確約書」に記載された原・被告の土地使用条件に従い、被告の費用で擁壁を改築補修する。

(三) 原告は、被告に対し、(二)の工事に全面的に協力する。

(四) 原告及び被告は、本件訴訟手続を終了させる。

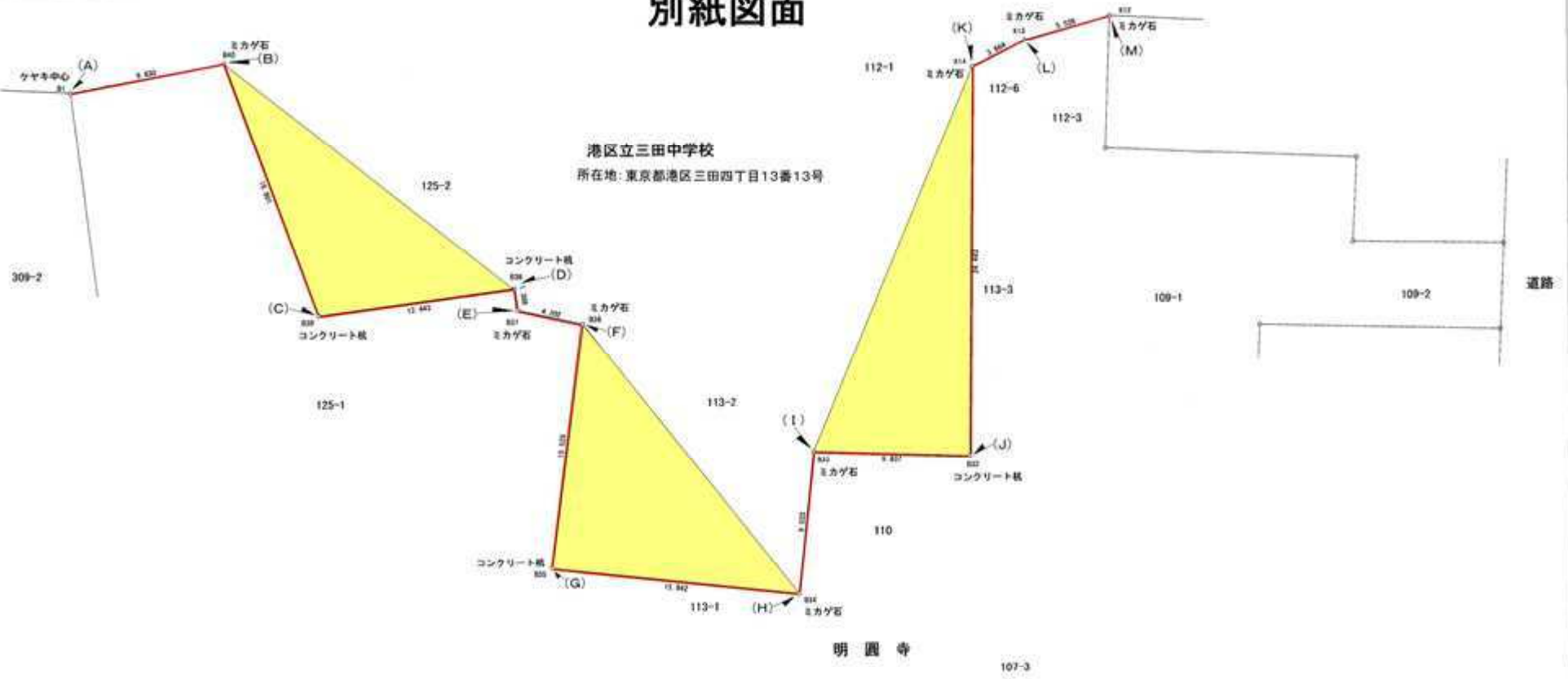
(五) 原告及び被告は、原告と被告との間には、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(六) 訴訟費用は、各自の負担とする。

(説明)

境界確定請求事件について、和解する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号の規定に基づき、本案を提出いたします。

別紙図面



港区立三田中学校
所在地: 東京都港区三田四丁目13番13号

明 圓 寺

測点	X 座	Y 座
81 (A)	588.838	404.504
82 (B)	580.257	405.917
83 (C)	575.006	380.873
84 (D)	581.381	385.178
85 (E)	581.094	381.781
86 (F)	558.945	381.180
87 (G)	558.344	375.853
88 (H)	542.423	374.941
89 (I)	541.933	385.862
90 (J)	532.128	384.987
91 (K)	522.521	408.478
92 (L)	520.504	413.284
93 (M)	524.888	413.217